

定 款

一般社団法人 東京道路清掃協会

一般社団法人 東京道路清掃協会 定款

制 定	昭和51年4月1日
第1回改正	平成4年5月21日
変 更	平成4年9月30日
変 更	平成18年3月20日
変 更	平成23年2月24日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京道路清掃協会（以下「本会」）、英文名 Tokyo Road Management Association と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、道路清掃に関する調査研究及び普及啓発並びに人材育成等に関する事業を行うことにより、道路清掃業の健全な発展を図るとともに、公衆衛生の向上と地球環境及び国土の保全などに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路美化意識啓発普及事業の実施
- (2) 道路の環境整備、交通公害防除運動に関する協力
- (3) 道路美化意識、啓発普及のための宣伝紙の発行、配布
- (4) 道路等の清掃維持管理に関する技術向上、安全確保のための調査研究及び講演会、講習会等の開催
- (5) 道路環境改善に関する情報資料の収集及び交換
- (6) 災害時における関係行政機関に対する協力

(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本会に功労があつた者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般公益法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

3 会員は、本会に対して代表者としてその権利を行使するもの1名（以下「会員代表者」という。）を定め、速やかにこれを会長に届け出るものとする。また、会員代表者に変更があつた場合も同様とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める「会費規程」の額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 解散又は破産したとき。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに本会に届け出なければならない。

- (1) 名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 主たる事務所の所在を変更したとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会費の経費負担の額（会費規程）
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要があ

る場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を総会の1週間前までに、正会員に書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは総会の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない会員は、予め通知のあった事項について書面をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。この場合はその会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち1名を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

5 第2項の会長及び第3項の副会長を法人法上の代表理事とし、第4項の専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準（役員報酬等規則）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎年度毎に4ヶ月を超える範囲で2回以上とすることができる。
- 4 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類は定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金）

第38条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の処分）

第39条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て都に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 部会

（部会）

第41条 本会の事業を推進するため、部会を設置する。

2 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議において別に定める部会規程による。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には必要な職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な規則その他については理事会が定める。

附則

1 この定款は、一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人東京道路清掃協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人東京道路清掃協会の諸規則等は、一般社団法人東京道路清掃協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 本会の最初の代表理事は蛭田信宏及び亀田丈司とする。

附則2

平成23年2月24日改定、平成24年4月1日から適用。